

# 徳島県情報公開審査会答申第95号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成21年3月13日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「監第66号、67号に係る立案文書及び調査結果に至る調査資料」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成21年3月17日、実施機関は、本件請求に対し、次の公文書を対象公文書と特定した上で、下記(1)ないし(3)の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- ① 通報文書
- ② 職員等からの通報受付票（通報文書と共に管理しているもの）
- ③ 職員等からの通報受付票（伺い文書と共に管理しているもの）
- ④ 公益通報の受理等方針伺い（受理通知に係るもの）
- ⑤ 通報の受理について（通知）
- ⑥ 公益通報の受理等方針伺い（報告依頼に係るもの）
- ⑦ 公益通報に係る事案の報告について（依頼）
- ⑧ 調査書
- ⑨ 調査報告書
- ⑩ 公益通報の受理等方針伺い（結果報告に係るもの）
- ⑪ 通報に対する調査結果について（通知）

(1) 上記公文書のうち、②、③、⑤、⑨及び⑪（以下「本件公文書」という。）中の通報者の個人に関する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 上記公文書のうち、①及び⑧について、公文書非公開決定処分を行った。

(3) 上記公文書のうち、④、⑥、⑦及び⑩について、公文書公開決定処分を行った。

### 3 異議申立て

平成21年4月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行

った。

#### 4 諮問

平成21年5月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 調査内容を全部あきらかにするのが当たり前である。
- (2) 実施機関は、通報者を守るためと説明しているが、通報者本人からしてみれば、どうして証拠がありながら処分されないのか、真実を知るためには、その証拠書類を公にする必要がある。県の対応はすべておかしく、詭弁としか言えない。本件処分は、県職員の不正を隠す処分であり、同僚を庇う行為としか思えない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分における条例第8条第1号該当性については次のとおりである。

#### 1 通報者の「氏名」、「住所」、「電話番号」及び「希望する連絡方法」について

当該情報は、直接に個人が識別可能であるため、本号本文に該当する。

そして、本号ただし書き各号のいずれにも該当しない。

#### 2 通報者の「勤務先」について

当該情報は、通報の内容と照合することにより、個人の識別が可能となることから、本号本文に該当する。

そして、本号ただし書き各号のいずれにも該当しない。

#### 3 その他の個人情報について

通報の「受付担当者」、「内容」中の「対象者及び関係者の所属及び職」については、いずれも個人の識別が可能となることから、本号本文に該当する。

しかし、「受付担当者」並びに「対象者及び関係者の職」については、本県職員に関する情報であり、公務員等の職務の遂行に係る情報にあたるため、本号ただし書きハに該当する。

また、「対象者及び関係者の所属」についてであるが、本県職員が職及び氏名を明らかにする際には慣行として所属についても明らかにすることが一般的であることから、本号ただし書きイに該当する。

#### 4 公文書公開請求人の個人に関する情報が記録されている場合の取扱いについて

条例第8条第1号については、「この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるものであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる」ものと解釈されている。

本件公文書には、異議申立人自身が通報者としての自己の情報の公開を求めることとなる部分が存在するが、本件処分において、上記解釈と異なる取扱いをすべき特段の事情は認められないことから、異議申立人が本人であるといえども、本人の個人に関する情報は本号の規定のとおり非公開情報となる。

なお、自己を本人とする個人情報については、徳島県個人情報保護条例に基づき開示請求を行うことができるものであり、別途異議申立人が行った個人情報開示請求に対し、本件公文書については全部を開示している。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、いずれも実施機関が公益通報を受け、その処理をする際に作成した文書である。

したがって、実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして実施機関において保有されている公文書である。

以下、本件処分で非公開とされた情報について、個別に条例第8条第1号該当性を検証する。

#### 2 条例第8条第1号該当性について

##### (1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に列記している。

なお、この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これら個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。

したがって、公文書公開請求人本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるのであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

(2) 通報者の「氏名」、「住所」、「電話番号」、「希望する連絡方法」及び「勤務先」について

ア 当該情報は、直接に、又は通報の内容と照合することにより、通報者という特定の個人を識別することができる情報である。

よって、本号本文に該当する。

イ 次に、本号ただし書き該当性を検証する。

まず、当該情報を何人にも公にする法令等の規定も慣行も存在しないため、本号ただし書きイに該当しない。

そして、当該情報は、専ら通報者個人を識別する情報であることから、人の生命等を保護するため公にすることが必要であるとは認められないため、本号ただし書きロにも該当しない。

最後に、当審査会がインカメラ審理により当該情報を見聞したところ、当該情報により識別される個人は公務員等ではないことから、本号ただし書きハにも該当しない。

ウ 以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

- (3) なお、公文書公開請求人自身が自己に関する情報に関して公開請求を行った場合の取扱いについては、上記(1)後段のとおりであり、実施機関の判断は妥当である。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 内 容  |
|-------------|--|
| 平成21年 5月18日 | 諮問   |
| 6月 5日       | 実施機関からの理由説明書を受理                                    |
| 7月21日       | 異議申立人からの意見書を受理                                     |
| 9月17日       | 審議（第70回審査会）  |
| 11月12日      | 異議申立人からの口頭意見陳述，審議<br>実施機関からの口頭理由説明，審議<br>（第72回審査会） |
| 12月18日      | 審議（第73回審査会）  |